

確定申告のお知らせ

確定申告は、お早めにお願ひします

平成20年分の所得税の確定申告は2月16日(月)から始まります。申告と納付の期限は3月16日(月)までです。申告書はご自分で作成してお早めに提出してください。

所得税の還付申告は1月から
税務署で受け付けます

平成20年分の所得税の確定申告に関する相談や申告の受け付けは、2月16日からですが、還付を受けるための申告は、1月から税務署で受け付けています。

会場	場所・電話番号	受付期間など
佐賀税務署	佐賀市駅前中央三丁目3-20 佐賀第2合同庁舎 ☎32-7511	1 / 5日(月)～9時～17時 土・日・祝日は通常は閉庁 2 / 22日(日)と3 / 1日(日)は、受付します。
ショッピングセラオ	小城市牛津町柿樋瀬1062-1 問い合わせは佐賀税務署へ	2 / 25日(水)～2 / 26日(木) ・10時～11時30分 ・13時～15時30分
多久市役所	市庁舎4階大会議室(東) ☎75-2013(会場) ☎75-2126(税務課)	2 / 16日(月)～3 / 16日(月) 8時30分～16時 土・日・祝日は閉庁

※申告の際は、源泉徴収票・収支内訳書など、申告に必要な関係書類をご持参ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

還付申告は、医療費控除や住宅借入金(取得)控除などにより、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。申告書はご自分で作成して早めに提出してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。このコーナーで作成した申告書を、そのまま電子申告したり、A4サイズの普通紙に印刷(白黒でも可)して、郵送したりすることで、税務署に向かわずに申告できるので便利です。

くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください

e-Taxで簡単に申告

e-Taxとは、書面で行われていた申告、納税および申請・届出等の手続きを、自宅やオフィスを利用してオンラインで行うことができるシステムです。

e-Taxのメリット

- ・自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- ・最高5千円の税額控除
(平成19年分の確定申告で、すでに本控除の適用を受けた方を除きます)
- ・源泉徴収票や医療費の領収書等の添付書類を省略
(ただし、3年間は保管が必要です)
- ・還付金の支払いが早い
(早期処理され3週間程度に短縮)

くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ

佐賀税務署 個人課税 第一部門
☎32-7511

e-Taxによる申告の際には、
本人の電子証明書が必要です

電子証明書は、電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防止する目的で使用するもので、住民登録をしている市区町村役場の窓口で申請・取得ができます。

電子証明書の交付を申請するときには、まず住基カード(住民基本台帳カード)が必要です。住基カードは窓口で受け付けてからお渡しするまでに2週間ほどかかりますので、手続きはお早めにお願ひします。

多久市役所

市民生活課窓口での発行手数料
*住基カード 無料(初回のみ)
*電子証明書 500円

問い合わせ

市民生活課 市民係
☎75-6116

市役所の申告会場に

e-Tax 申告用のパソコンを設置します

e-Taxの開始届出書の提出や、初期登録など事前準備から申告・送信まで可能なパソコンを申告受付会場に1台設置します。申告者ご本人で直接操作していただきますが、職員がお手伝いします。

電子証明書を取得した住基カードおよび源泉徴収票・収支内訳書など申告に必要な関係書類をご持参ください。

■問い合わせ 税務課 課税係 ☎75-2126